

医協ニュース

第14号

■今回のトピックス

TOPIX

- ☐ 第7回通常総代会報告
- ☐ メディエントランスカタログ取扱開始のご案内
- ☐ 平成23年度医協セミナーのご案内
- ☐ 活動報告（各種会議）
- ☐ 東日本大震災に係る税務の取扱いについて

第7回通常総代会報告

去る平成23年5月25日（水）午後6時30分より宮城県医師会館において、第7回通常総代会が開催されました。

定刻、渡部事務局長の司会で開会の後、伊東理事長のご挨拶がありました。出席者は本人が35名、書面出席23名、委任状出席が10名、合計68名で総代74名の半数以上になり成立を宣言。議長に佐治公明先生（仙台支部）を選出し議事へと移りました。



【議 事】

- 第1号議案 平成22年度事業報告並びに財産目録、賃借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件
（事業報告を嘉数副理事長、財産目録等を高橋専務理事から説明。三浦監事より監査報告がありました。）
- 第2号議案 平成23年度事業計画書並びに収支予算決定の件
（事業計画を嘉数副理事長、収支予算を高橋専務理事から説明）
- 第3号議案 借入金残高の最高限度額決定の件（嘉数副理事長より説明）
- 第4号議案 役員報酬決定の件（嘉数副理事長より説明）

第1号議案から第4号議案まで、原案どおり承認されました。

以上、全議案の審議が終了し、閉会した。

なお、議案内容につきましては、宮城県医師会報の7月号（7月1日発行）をご参照ください。

2011医療用品カタログのご案内

2011医療用品カタログ MEDICAL SUPPLY GooDsのご案内

2011医療用品カタログはここが

スゴい!!

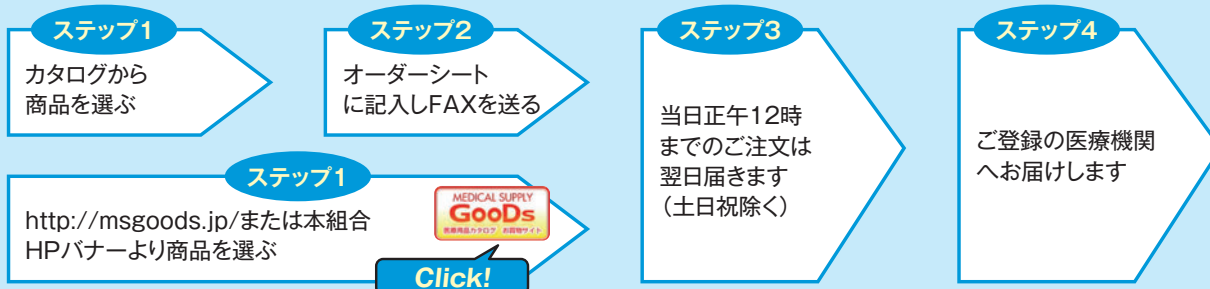
- ①全国24,000件の医療機関で大好評!
圧倒的支持率の注目のカタログです!
- ②充実の12,000アイテム掲載
内容充実、大人気ブランドも多数掲載!
- ③JMS製品が大幅値下げ
例えば 輸液セット(JY-A343C01) 990円 → 765円
JMSスカルブペインセット 1,860円 → 997円
- ④7月末までの期間限定値下げ商品が約20品目
詳しい内容はカタログ同封のチラシに掲載
- ⑤正午12時までのご注文分は翌日配送
土日祝は除きます
- ⑥1回のご注文が5,250円(税込)以上の場合送料無料!



期間限定割引キャンペーン開催!!

7月1日~8月31日の期間限定でカタログ価格より更に**5%割引**のキャンペーンを行ないます。是非この機会にご利用下さい!!

ご注文手順(FAXまたはインターネット)※インターネットをご利用の場合には簡単な初回登録が必要です。



医薬品販売の関係上、**医薬品**マークの商品はお取り扱いできません。

- 注)
- ・注文後はすぐに出荷作業に入りますので、注文後のキャンセルは出来ません。
 - ・受付は月~金曜日です。土日のご注文の場合、月曜日受付とさせていただきます。
 - ・ご登録されている医療機関以外の住所へのお届けは出来ません。
 - ・1回のご注文が5,250円(税込)未満の場合は送料525円(税込)がかかります。
 - ・ご請求は、ご指定の口座からお振替させていただきます。引取り明細書は業務委託先の宮城県医師会よりご送付いたします。

平成23年度医協セミナーのご案内

宮城県医師協同組合では、組合員の皆様にお役立ていただくことを目的として、「医業経営セミナー」を開催しております。今後のセミナー開催予定は下記のとおりです。詳細は、宮城県医師協同組合から別途ご案内申し上げます。皆様の参加をお待ちしております。

回数	開催テーマ	開催内容	開催日程	開催場所
第32回	【医業経営セミナー（マナーマネジメントシリーズ）】 接 遇	近年、医療機関でも苦情件数が増加傾向にあります。しかしながら患者さん側への初期対応さえ気をつけておけば苦情にならなかったということが少なくありません。また、苦情を受けた後の対応によりクレームが拡大し、賠償問題へとすすんでしまうケースも見受けられますので、この機会に苦情について一緒に考えてみてはいかがでしょうか。	7月 14日 20日	医師会館
第33回	【医業経営セミナー（人事・労務シリーズ）】 人事・労務	昨年、雇用法の改定があり、東日本大震災後の、採用（雇用）、退職に関する留意点や助成金について、知っていない損のない人事・労務のポイントをお教えいたします。	9月 15日	医師会館
第34回	【医業経営セミナー（税務・会計・保険シリーズ）】 税 務	平成23年度、個人に対する増税 [※] が行われました。相続税の基礎控除の減額や生命保険金の非課税枠の変更、給与所得控除の上限設定、退職所得課税の変更等。しかし、法人税や相続時精算課税制度の弾力化など減税もあります。本当は、増税なのか減税なのか、この機会に一緒に考えてみましょう。	10月 20日	医師会館
第35回	今さら聞けない正しい保険の選び方	生命保険、損害保険の内容は分かっているようで、実は知らないことが多いと思いませんか。個人向け、企業向け、補償としての保険、決算対策としての保険など、一口に保険といっても様々な活用方法があります。普段見落としがちな保険の活用の仕方についてご案内いたします。	11月	医師会館
第36回	【マーケティング】 既存クリニックのマーケティング ～地域・患者は何を求めているのか～	自医院における患者動向を確認することにより、広告範囲の見直しや患者年齢や男女比率と地域人口情報を考慮し、院内設備、地域戦略の再構築を行きましょう。	1月	医師会館

活動報告（各種会議）

1. 理事会

- (1) 第17回理事会 [平成23年4月20日(水)午後6時30分／宮城県医師会館]
- (2) 第18回理事会 [平成23年5月25日(水)午後7時15分／宮城県医師会館]

2. 関係団体各種会議

全国医師協同組合連合会関係

- (1) 平成22年度第4回理事会 [平成23年4月10日(日)／東京都・全医協連会館]
- (2) 平成22年度第3回購買部調査研究会 [平成23年4月23日(土)／東京都・全医協連会館]
- (3) 平成22年度第4回購買部調査研究会 [平成23年6月4日(土)／東京都・KFCホール]
- (4) 平成22年度第3回購買部会 [平成23年6月5日(日)／東京都・KFCホール]
- (5) 平成23年購買担当職員研修会 [平成23年6月4日(土)・5日(日)／東京都・KFCホール]
- (6) 平成23年福祉担当職員研修会 [平成23年6月25日(土)・26日(日)／和歌山市・ダイワロイネットホテル和歌山]
- (7) 平成22年度第3回福祉部会 [平成23年6月26日(日)／和歌山市・ダイワロイネットホテル和歌山]

東日本大震災等に係る税務の取扱いについて

この度の東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地域の日も早い復興をお祈りいたします。

また、被災地での診療を続けておられる先生方には、深く敬意を表します。

1. 申告・納付等の期限の延長の措置について

今般の地震が所得税・贈与税の申告・納付の期限が差し迫っている中で発生したことに鑑み、当面の対応として、多大な被害を受けている青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域の納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、平成23年3月11日以後に到来する国税に関する申告・納付等の期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長することとされました。

平成23年4月27日財務大臣告示により、国税通則法第11条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日を、平成24年1月11日と別途国税庁告示で定めるととされている期日とのいずれか遅い日とすることとされました。この告示により早くとも平成24年1月11日までは延長されました。

2. 義援金等を個人で受け取った場合の課税関係

災害等の見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係に照らし社会通念上相当と認められるものについては課税しないものとされています（所基通9-23）。

3. 義援金等を医療法人で受け取った場合の課税関係

法人税法上、法人が受けた義援金や見舞金の収入金額は益金（課税対象となるという意味）の額に算入されます。なお、災害により被害を受けた法人の有する商品、診療器材、診療所・事務所等の資産の損失額は、損金（経費として認められるという意味）の額に算入されます。

4. 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

同業団体の構成員が被災した場合に、その被災した構成員に対する災害見舞金に充てるために当該団体の他の構成員が拠出することとなる分担金については、一定の要件の下、必要経費又は損金にされます（「災害見舞分担金に係る必要経費算入の取扱い」といいます。所基通37-9の6、法基通9-7-15の4）。また、異なる県団体の構成員に対する災害見舞金に充てるための分担金等であっても、分担金を負担する構成員が属する同業団体等と、被災した構成員が属する他の団体の事業関連性などからみて、構成員相互の扶助等を目的として実施するものであれば、上記「災害見舞分担金に係る必要経費算入の取扱い」と同様に取り扱われます。

5. 被災した従業員や役員に対する災害見舞金の課税関係

被災した従業員や役員に対し、住宅や家財の程度に応じて見舞金を支給した場合、個人が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金（役務の対価たる性質を有するものを除きます。）については、所得税は課されません（所法9①十七、所令30三）。被災者の所有資産の損害の程

度（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水など）に基づき見舞金の支給額を定めるなど、損害の程度に応じて一定の基準をもって見舞金の支給額を定めている場合には、「相当の見舞金」に該当すると考えられるため、給与として源泉徴収をする必要はありません。

6. 寄附をした個人の課税関係

個人が県の災害本部や義援金配分委員会に対して支払った義援金や日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座に対して支払った義援金、社会福祉法人中央共同募金会に対して義援金を支払った場合には、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。寄附金の控除額は、所得金額の40%相当額を限度として、「その年中に支出した特定寄附金の額の合計額」から2千円を控除した金額となります。

7. 寄附した法人の課税関係

法人が寄附した場合には、寄附した相手先によって、「国等に対する寄附金」、「指定寄附金」、「特定公益増進法人に対する寄附金」、「一般の寄附金」に区分され、損金に算入できる限度が異なります。

県の災害本部や義援金配分委員会に対して支払った義援金及び日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座に対して支払った義援金並びに社会福祉法人中央募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」口座に支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、全額損金として認められます。

社会福祉法人中央募金会の「地域災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」口座に対して支払った義援金は、「指定寄附金」に該当し、全額損金とされます。

被災地域の救援活動や被災者への救護活動を行っている「認定NPO法人」に対して支払った義援金や公益社団法人・公益財団法人に対する義援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、特別損金算入限度額が設けられています。特別損金算入限度額は、「 $\{(\text{所得金額} \times 2.5\%) + (\text{資本等の金額} \times 0.25\%)\} \div 2$ 」と計算されます。

認定NPO法人以外の法人に対する義援金や職場の有志で組織した団体などの人格なき社団等に対して支払った義援金は、「一般の寄附金」として損金算入限度額が設けられています。損金算入限度額は、特別損金算入限度額の計算と同じです。

支払先の区分や支払った義援金の税務上の取扱いについては、支払先の法人等にご確認ください。

税務上の取り扱いに関する詳細は、国税庁のホームページ「東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ」をご覧ください。個別具体的な事例に関しては、当該ページの各税目に関する「取扱いFAQ」をご参照いただくとともに、顧問税理士にご相談ください。

公認会計士 税理士 石沢 裕一

お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5（宮城県医師会館内3階）
TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: ikyo@miyagi.med.or.jp